

## 2 用語

この指針に用いる用語は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）、千葉市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則（令和5年千葉市規則第号）において使用する用語の例による。